

○千代田町ふるさと応援寄附金特典出品事業者募集要綱

平成27年12月28日

告示第117号

改正 平成28年3月30日告示第35号

平成30年3月29日告示第76号

(目的)

第1条 この要綱は、ふるさと応援寄附金制度による千代田町への寄附促進と町特産品等に関するPRや販売促進等との相乗効果を図るため、寄附者へ贈呈する特典商品（以下「特典商品」という。）の出品を希望する事業者（以下「特典出品事業者」という。）を募集することを目的とする。

(特典出品事業者の要件)

第2条 特典出品事業者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 千代田町内で栽培、製造、加工、販売、サービス等を行っていること。
- (2) 町税を滞納していないこと。
- (3) 代表者又は従業員が千代田町暴力団排除条例（平成24年千代田町条例第14号）第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当していないこと。

(特典商品の要件)

第3条 特典商品の要件は、千代田町内で、栽培、製造、加工、販売、サービス等がなされており、次のいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 千代田町の特産品として広く認められているもの
- (2) 千代田町の魅力を体感できるもの
- (3) 前2号以外で、千代田町のPRにつながる商品やサービスであるもの

(特典商品の価格等)

第4条 特典商品の価格は、3,000円、4,500円、9,000円、12,000円、15,000円及び21,000円相当とする。

2 前項に定める価格は、梱包費及び消費税を含むものとする。ただし、特典商品に係る送料は除くものとする。

3 寄附金額に対する特典商品の個数は、別表第1のとおりとする。

4 特典出品事業者の1事業者あたりの承認件数は、町長が別に定める。

(特典出品事業者の特典)

第5条 特典出品事業者は、新たな販路拡大として次の特典を受けることができる。

- (1) 千代田町公式ホームページ、ふるさと納税申込専用サイト及び町が作成するPRパンフレット等を通して、企業名や商品名をPRできる。
- (2) 各種出版社等の取材要請に応じて、特典商品に関する情報提供を行うことができる。
- (3) 特典商品を送付する際に、特典出品事業者の自社商品等のパンフレット等を同封することができる。
- (4) 承認された特典商品に限らず、千代田町ふるさと応援寄附金業務代行事業者(以下「代行事業者」という。)が運営するインターネット通信販売専用サイトで販売することができる。ただし、別途代行事業者との申込手続きを行わなければならないものとする。

(募集期間)

第6条 千代田町ふるさと応援寄附金制度に関する特典商品の承認申請期間は、町長が別に定める。

(必要書類)

第7条 特典商品の承認申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 千代田町ふるさと応援寄附金特典商品承認申請書(様式第1号)
- (2) 特典商品の写真又は画像データ
- (3) 特典商品のパンフレット(任意での提出とする。)

(申請方法)

第8条 申請は、前条で定める必要書類を、第6条で定める期間内に、郵送又は持参して行うこととする。

2 提出先は、以下のとおりとする。

〒370-0598 群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩1895番地の1
千代田町役場 総務課 企画調整係

(特典出品事業者の決定)

第9条 特典出品事業者の決定は、第6条で定める募集期間終了後、町で書類審査を行い、千代田町ふるさと応援寄附金特典商品承認通知書(様式第2号)、又は

千代田町ふるさと応援寄附金特典商品不承認通知書（様式第3号）にて結果を通知するものとする。

2 前項で承認を受けた特典出品事業者は、千代田町ふるさと応援寄附金業務代行事業者と商品取引契約を締結するものとする。

3 承認した特典商品は、代行事業者が運営するふるさと納税申込専用サイトにおける千代田町の紹介ページ内に掲載し、公開する。

（特典出品事業者の承認取消し）

第10条 町長は、承認した特典出品事業者若しくは特典商品が第2条から第4条までの要件に適合しなくなったと判断した場合、特典出品事業者の申請内容に虚偽があった場合、又は特典出品事業者が町に損害を及ぼす行為があった場合には、特典商品の承認を取消することができる。

（個人情報取扱い）

第11条 特典出品事業者は、個人情報の取扱いについて、別表第2に定める事項のほか、千代田町個人情報保護条例（平成17年千代田町条例第3号）及び関係法令を順守しなければならない。

2 町から提供した寄附者の個人情報は、特定商品の送付以外の目的に使用することはできない。ただし、特典出品事業者の自社商品等のパンフレット等を同封した際に、改めて寄附者から特典出品事業者への商品購入申込等があった場合は、この限りではない。

（特典商品発送）

第12条 特典商品発送の流れは、別表第3のとおりとする。

（特典商品の変更・辞退）

第13条 特典出品事業者は、特典商品を変更又は辞退するときは、事前に千代田町ふるさと応援寄附金特典商品（変更・辞退）申請書（様式第4号）を町長に提出し、承認を受けるものとする。

2 町長は、前項の申請書を受理した場合には、内容を審査し千代田町ふるさと応援寄附金特典商品（変更・辞退）決定通知書（様式第5号）にて、結果を通知するものとする。

（注意事項）

第14条 特典出品事業者は、次の各号について留意しなければならない。

(1) 特典出品事業者は、特典商品に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努め、その内容について町へ報告するものとする。

(2) 特典商品の品質等に係る保証、クレーム対応及び損害賠償については、特典出品事業者により対応するものとし、町は一切責任を負わないものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用する。

附 則（平成28年告示第35号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年告示第76号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

No	寄附金額	寄附金額に応じた特典商品の選択
1	10,000円以上15,000円未満	3,000円相当
2	15,000円以上30,000円未満	4,500円相当
3	30,000円以上40,000円未満	9,000円相当
4	40,000円以上50,000円未満	12,000円相当
5	50,000円以上70,000円未満	15,000円相当
6	70,000円以上	21,000円相当

別表第2（第11条関係）

個人情報取扱特記事項	
(個人情報の取扱い)	
第1	特典出品事業者は、この事業に係る業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
(秘密の保持)	
第2	特典出品事業者は、この事業に係る業務を処理するために知り得た個人情報の

内容を、他に漏らしてはならない。

- 2 特典出品事業者は、この事業に係る業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、この事業に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この事業が終了し又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 特典出品事業者は、この事業に係る業務を処理するため、個人情報を収集し又は利用するときは、当該業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 特典出品事業者は、この事業に係る業務を処理するため千代田町から提供された個人情報が記録された資料等を、千代田町の承諾なしに第三者に提供してはならない。ただし、特典を発送するために、宅配業者に個人情報を提供することは除く。

(再委託等の禁止)

第5 特典出品事業者は、この事業に係る業務の処理を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ千代田町が書面により承諾した場合は、この限りでない。

(複製、複写の禁止)

第6 特典出品事業者は、この事業に係る業務を処理するため千代田町から提供された個人情報が記録された資料等を、千代田町の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第7 特典出品事業者は、この事業に係る業務を処理するため千代田町から提供された個人情報が記録された資料等をき損及び滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第8 特典出品事業者は、この事業に係る業務を処理するため千代田町から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに千代田町に返還するもの

とする。ただし、千代田町が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故報告義務)

第9 特典出品事業者は、この事業に係る業務を処理するため千代田町から提供された個人情報記録された資料等の内容を、漏えい、き損及び滅失した場合は、千代田町に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第10 千代田町は、特典出品事業者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、特典出品事業者の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

別表第3 (第12条関係)

特典商品発送の流れ

